



先輩から弁護技術を盗み、活かしてきた 無罪事件、 オウム関連事件、 死刑求刑事件へと

この弁護士に聞く ②8

堀和幸

ほり・かずゆき 1977年弁護士登録(京都弁護士会、29期)。京都弁護士会刑事委員会委員長、副会長等を歴任。現在、京都弁護士会「死刑廃止検討委員会」委員長、日弁連「死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部」副本部長。著作に、『アメリカの刑事弁護制度』(共著、現代人文社、1998年)、『臭気選別と刑事裁判——イヌ神話の崩壊』(共著、現代人文社、2002年)、『「被害者問題」からみた死刑』(共訳、日本評論社、2017年)がある。

インタビュー／長尾一司 ながお・かずし 2013年弁護士登録 京都弁護士会

権力と闘う、司法の力で社会を変える

長尾 弁護士になられた当時の刑事弁護はどのような状況だったのですか。

堀 当時は、「季刊刑事弁護」はありませんし、弁護士によって書かれたマニュアルもほとんどありません。弁護士会の研修も今ほど充実しておらず、もちろん、メーリングリストも刑事弁護フォーラムもありません。そのような中で、私の場合は、当時少しは残っていた公安事件や学生事件を担当する中で鍛えられました。このような事件では、捜査段階では、勾留に対する準抗告等、

ほとんどすべての手段を使って身柄の解放をめざします。起訴されれば、原則として、全ての調書を不同意にして争います。ただし、マニュアルや研修はないので、尋問や弁論については先輩弁護士の指導の下で勉強するということになるのですが、指導といっても、「声が小さい。元気がない」と叱咤されるだけです。そこで、先輩の尋問や弁論を見たり聞いたりしながら、その技術を「盗む」わけですね。まさに、昔の芸人の世界です。マニュアルや研修の充実した現在と比較すると、隔世の感がありますね。

長尾 公安事件や学生事件以外では、どのような事件

をされてきたのですか。

堀 一般市民の事件は当然ですが、過激派や反社会的勢力といわれる人達の事件、重大事件、凶悪事件といわれる事件も含め、できるだけ幅広く事件をやるよう心掛けてきたつもりです。その理由は、どのような事件、どのような人であっても、等しく弁護を受ける権利は保障されているからということになるのですが、そのようなきれいな事だけではなく、当時の刑事弁護の状況というのもあります。つまり、当番弁護士も被疑者国選もないような状況の下では、現在と比べて、刑事弁護を受任する機会が極めて少なく、しかも、刑事弁護の受任を義務づけられていません。そのような時代に、刑事弁護を続けて行こうとすれば、事件を選ばず、自ら積極的に受任する姿勢が必要とされたということもいえると思います。さらに、刑事事件から少しでも離れると、カンや意欲が鈍ります。だから、国選事件も積極的に引き受け、刑事事件を常に絶やさないようにしてきました。

誰にでも弁護を受ける権利がある

長尾 そのような中で、印象に残っている事件はありますか。

堀 いろいろありますが、強いて挙げれば、無罪を勝ち取った事件、オウム事件、そして、死刑求刑事件ということになりますね。

長尾 では、まず、無罪事件について教えていただけますか。

堀 無罪事件は2件ありますが、その中で、イヌの臭気選別の証拠能力、証明力が争点となった事件についてお話ししたいと思います。イヌの臭気選別により、現場の遺留品に付着していた臭いと被告人の臭いとが一致したということが、ほとんど唯一の根拠として起訴された事件でした。我々弁護団は、臭気選別のビデオ等、臭気選別に関する証拠を徹底的に分析し、イヌは臭いそのものではなく、「正解」を知っている訓練士の指図誘導や、臭いの濃さの違いに反応しているにすぎないことを明らかにし、無罪判決を勝ち取ることができました。『臭気選別と刑事裁判——イヌ神話の崩壊』(2002年)は、無罪確定後、刑事補償の一部で、現代人文社から自費出版された本です。

長尾 無罪事件を勝ち取るために必要なものは何でしょうか。

堀 200、いや300%の無罪の確信ができるような弁護活動と、これを可能ならしめるリソースが必要です。

私の場合、2件とも自分1人の力ではなく、弁護団を組んでやりました。いい弁護団、いい被告人、いい裁判官、いい事件、これがすべて揃わなければなりません。そのためには、「運」は絶対必要です。ただし、日頃から刑事事件にひたむきに取り組む姿勢がなければ、「運」もめぐってこないでしょうけどね。

長尾 オウム事件はどうですか。

堀 1995年3月20日に地下鉄サリン事件が発生し、その後、オウム真理教の幹部が次々と逮捕されていきました。当時のオウム真理教に対するバッシングはあまりにもすさまじく、弁護士の中からも、オウムの事件は私選で受けるべきではないという意見も出るほどでした。そのような状況の中で、詳しい経過は省略しますが、私に私選の依頼が来ました。最初は殺人のような重大な事件ではなかったのですが、それでも、さすがに悩みましたね。理論的には断る理由はまったくない、むしろ、極悪といわれる事件であるほど、弁護人は必要です。他方、これを引き受ければ、世間からバッシングされ、依頼者はなくなり、事務所経営ができなくなる可能性がある。しかし、私は、京都弁護士会の当番弁護士の設立に関わり、刑事委員会でも活動をしてきました。いわば、会員に対し、「積極的に刑事事件をして下さい」とお願いする立場です。その様な立場にいる以上、拒否することは、それまでの自分に対してはもちろん、会員に対する大きな裏切り行為になってしまいます。オウム事件は、まさに、私にとって、自分のそれまでの言動が本物かどうかを試される、「踏み絵」のようなものでしたね。結局、腹をくくって受任することに決めました。このようにして、数件のオウム事件を受任し、その中に、後でお話しすることになると思いますが、死刑事件もあったのです。結果としては、バッシングもあまりなく、事務所経営も続けることができました。

依頼者の命を両肩に乗せて

長尾 死刑事件ですが、どういう経過で受任することになったのですか。

堀 これまで、7件(人)の死刑求刑事件を担当し、内、4件(人)で死刑が確定し、3人がすでに執行されました。私は、積極的に死刑事件を受任するために活動したことはありませんし、死刑事件について特別なスキルがあったわけでもありません。多くの死刑事件を担当してきたのは全くの偶然で、たまたま死刑事件を受任するチャンスが多く、これを拒否しなかったにすぎません。



長尾 死刑事件とそうでない事件とで違いはありますか。

堀 依頼者のために全力を尽くすという弁護の姿勢は、死刑事件以外の事件との違いはありません。ただし、刑事手続という点では、人の命が懸かっているという点で、死刑事件は特別です。万が一にも、量刑冤罪も含む冤罪が起らないよう、特別な手続保障がなされるべきです。私は死刑制度には反対ですが、仮に、これを存置するのであれば、死刑事件については、アメリカに倣い、質、量共に充実した弁護体勢、事実認定手続と量刑手続の分離、評決の全員一致、自動上訴等、いわゆるスーパー・デュー・プロセスが保障されなければならないと考えています。また、依頼者とのつき合い方という点においても、死刑は特別です。死刑の場合は、判決確定後も、依頼があれば、執行されるまで、再審請求をしたり、恩赦の手伝いをしたりしなければなりません。命を救うため、最後の最後まで何かしないとイケない、この点でも、他の事件と大きな違いがありますね。

長尾 死刑事件の中で、特に印象に残った事件はありますか。

堀 当然、すべてが印象に残っていますが、苦労したという意味で特に印象に残っているのは、被告人が親

族2人を殺害して、金品を奪ったという事件です。被告人は、「自分で死ぬことができなかったので、死刑になるためにやった。だから、精神鑑定も含め、一切の情状弁護をするな、刑を軽くするようなことは一切するな」と言われました。

長尾 被告人の要求どおりの弁護活動をされたのですか。

堀 一般的な情状弁護はしませんでした。ただ、彼は「金品を持って帰ったのは、強盗殺人に見せかけるもので、当初は金品を取る意思はなかった」と主張していました。そこで、私は「彼には強盗の意思はなかった。あくまでも、強盗を装うための金品の持ち去りである。したがって、2件とも強盗殺人ではなく殺人だ」と主張しました。この主張が認められれば、死刑を回避できるかもしれないと考えたからです。しかしながら、強盗殺人が認定され、死刑判決が言い渡されてしまいました。

長尾 控訴はされなかったのですか。

堀 当然、弁護人としては、控訴するようにと説得しました。彼も、手紙のやりとりや面会の必要性があったので、いったん控訴はしましたが、すぐに取り下げました。

長尾 その後どうなったのですか。

堀 それから2年位たってから、彼のお母さんから連絡があって、一度本人が面会に来てほしいと言ってい

る、と伝えられて面会に行ってきました。すると、彼から、「どうして情状弁護をしなかったのか」「被告人がやるなどと言っても、その意思に反してでも情状弁護をするのが弁護人の仕事だ」と、言われてしまいました。「今さらそれを言われても」と、戸惑ってしまいましたが、ただ、彼が自分の命に対する執着もわいてきたわけですね。そこで、人は変わっていくものだ、という気持ちになり、再度彼の依頼を受けました。

長尾 具体的にはどのようなことをされたのですか。

堀 まず、控訴取下げ当時は訴訟能力がなく、控訴取下げは無効であるという理由で、弁論再開の申し立てをしました。これが却下された後は、拘留所長に対する恩赦の出願の相談にも乗りました。最終的には再審請求の原稿まで書きました。再審請求といっても、どんな理由にするべきか非常に悩みましたが、「裁判時、彼はきっちりとしたことを言えなかったけど、今回いろいろなことを言えるようになった」という被告人の供述を、新規明白な証拠としました。このように、私としては一生懸命やったつもりですが、彼からは、最後まで、「お前の弁護が悪かったから死刑になった」と言われ続けました。私も、神や仏ではないので、ついに堪忍袋の緒が切れ、彼との関係を絶ちました。その後も手紙等で非難され続け、精神的にも苦しい日が続きました。そして、このような状態がいつまで続くのかと悩んでいた中、ある日突然、死刑が執行されてしまいました。確定して執行されるまで5年か4年。これまでの死刑の執行に比べて早かったのです。私が担当した死刑求刑事件で死刑が執行されたのは、その人が初めてでした。

死刑という制度を実感する

長尾 そのとき、弁護人としてどのようなお気持ちでしたか。

堀 それまで、理論的には死刑制度についていろいろ勉強はしたつもりでしたが、ついこの間まで交流をしていた人が亡くなったという現実と直面して、いろいろと考えさせられました。「死刑を執行される直前、彼は何を考えたのか」「刑場に連れられていくときや首に縄をはめられたとき、どんな行動をとったのか」等いろいろ勝手な想像が浮かんできて、これも想像の域を出ないのですが、死刑という制度について具体的なイメージができました。そして、やっぱりこれは非常に残酷な制度であるということ、あらためて実感できました。

被告人のご両親とは良好な関係でしたので、お葬式

に呼んでいただき、行ってきました。そこまでかわりを持ったのも、初めてでした。苦い思い出でもありましたが、死刑という制度を考える上で、本当に勉強になりました。死刑事件に関わり合うと、もうそれは一生ものといわれることもこの事件で実感しました。

長尾 他に印象に残った事件はありますか。

堀 やはり、オウム事件ですね。私の依頼者は、松本サリン、地下鉄サリン、坂本弁護士一家殺人事件等、オウムによる凶悪事件とされる全てに関与していたとされ、2010年に最高裁で死刑判決が確定しました。その後は年賀状や暑中見舞いをやりとりする程度の交流しかありませんでしたが、2018年3月に大阪拘留所に移監されたので、以降、何回か面会しました。その時は、とりとめもない話しをするだけだったのですが、彼はいつも私を笑顔で迎えてくれて、帰る時も「また、面会に来てください」と笑顔で見送ってくれました。そんな彼が、7月6日に執行されてしまいました。移監されたのは執行のためとは言われていましたので、覚悟はしていましたが、やはり、ショックでした。彼の場合は、ご家族の下に帰った遺体に対面することもできました。ほんの数日前まで、元気で、笑顔を絶やさなかった彼が、病気でも、事故でもないのに、亡くなってしまった姿を見て、悲しみとも悔しさとも怒りとも、何とも表現できない気持ちになり、あらためて、死刑の残酷さを実感しました。

長尾 死刑制度そのものについてはどのようにお考えですか。

堀 私の場合、依頼者3人が執行され、内2人とは確定後も交流がありました。この様な経験から、死刑は本当に残酷な刑罰であるということを実感しました。人の命を奪うことによって何らかの目的を実現しようとするのは間違っています。死刑によって何らかの目的が実現されるとしても、それは、死刑以外の方法で実現されるべきだと考えています。

インタビュー募集

このコーナーでは、インタビューをしてくださる弁護士の方を募集しています。ご希望の方は、インタビュー対象の弁護士(同じ、または近県の弁護士会所属の方に限ります)のお名前を明記のうえ、聞きたい内容を箇条書きにして以下の連絡先にお送りください。

現代人文社 季刊刑事弁護編集部 担当：齋藤
FAX:03-5379-5388 メール：saitoh@genjin.jp
※ 交通費(実費)のほか、インタビュー・対象者ともにそれぞれ謝礼として1万円(手取額)をお支払いいたします。